

MORITO

あたりまえに、新しさ。

議決権行使期限

2026年2月25日（水）午後5時30分まで

電子ギフトの贈呈について

事前にインターネットにより議決権を行使いただいた株主さまの中から抽選で300名様に電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。詳しくは4ページをご確認ください。

モリト株式会社

証券コード：9837

第88回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2026年2月26日（木曜日）

午前10時（受付開始：午前9時15分）



場所

大阪市中央区平野町四丁目2番3号
オービック御堂筋ビル2階
（オービックホール）

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件

電子提供制度のご案内



ウェブアクセス



会社法改正により、招集ご通知を簡素化してお届けしています。株主総会資料は、本ご通知でご案内のウェブサイト上でご確認ください。
（書面交付請求株主様へは、ウェブサイト上の株主総会資料を法令及び定款の定めにより書面にして同封しております）



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/9837/>



株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

ここに第88回定時株主総会の招集に際し、皆さまにご通知申しあげます。

当社は、2025年11月期に新たに2社をグループ会社に迎え入れました。さらに既存事業においても、環境への取り組み・地産地消の推進などに注力しました。その結果、2025年11月期の売上高・営業利益は過去最高を更新し、第8次中期経営計画の営業利益目標を前倒しで達成いたしました。2026年11月期は、第8次中期経営計画の売上高目標600億円の必達とその先の成長を見据え、グループ一丸となって邁進する所存でございます。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。



代表取締役社長

一峰隆志

2026年1月

皆さまのインターネット等による議決権行使が環境保全につながります

第88回定時株主総会では、株主の皆さまにインターネット等による議決権行使をご利用いただいた場合、削減された郵送費の一部を一般社団法人ALLIANCE FOR THE BLUE に寄付させていただきます。社会貢献にもつながるインターネット等による議決権行使をぜひご利用ください。

一般社団法人ALLIANCE FOR THE BLUE : <https://www.alliancefortheblue.org/>

(ご参考) 株主の皆さまのご協力により、前回(第87回)は、430,960円を寄付いたしました。

証券コード 9837
2026年2月5日
(電子提供措置の開始日) 2026年1月30日

株 主 各 位

大阪市中央区南本町四丁目2番4号

モリト株式会社

代表取締役社長 一 坪 隆 紀

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに記載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.morito.co.jp/ir/stock/general-meeting/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「モリト」又は「コード」に当社証券コード「9837」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

「ネットで招集」ウェブサイト <https://s.srdb.jp/9837/>



なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、3ページから4ページのご案内に沿って、2026年2月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年2月26日（木曜日） 午前10時（午前9時15分受付開始）
2. 場 所 大阪市中央区平野町四丁目2番3号
オービック御堂筋ビル2階（オービックホール）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

株主総会にご出席の株主様への「お土産」はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第88期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第88期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト、東証ウェブサイト及び「ネットで招集」ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を記載いたします。
 - ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - ①連結注記表
 - ②個別注記表従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

1. 当日ご出席の場合



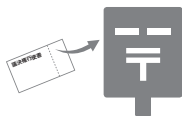
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2026年2月26日(木曜日)
午前10時

2. 当日ご出席されない場合

郵送により議決権を行使する場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年2月25日(水曜日)
午後5時30分到着分まで

インターネット等による議決権行使の場合



当社の指定する議決権行使サイトをご利用いただき【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照の上、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2026年2月25日(水曜日)
午後5時30分まで

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

3. インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、下記の事項をご確認の上、議決権を行ってくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

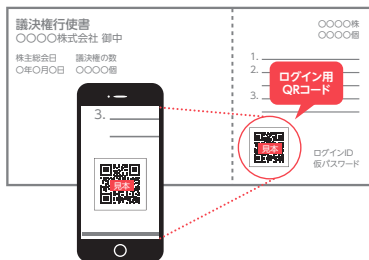
2026年2月25日(水曜日) 午後5時30分まで

(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。

ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 **0120-173-027**
(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

機関投資家の皆さまへ

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック
- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

電子ギフトの贈呈について



事前にインターネットにより議決権を行使いただいた株主さまには、抽選で300名様に電子ギフト(500円相当)を贈呈いたします。議決権行使後に表示される画面のご案内に同意いただくと、応募サイトへ遷移しますので、必要事項を記入しご応募ください。当選された方には株主総会后2週間程度で当選通知が届きます。詳細は招集通知同封のご案内をご参照ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

当社の資本政策を着実に遂行し、株主還元の柔軟性を確保するため、別途積立金の取り崩しについて承認をお願いするものであります。

増加する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金	20,335,000,000円
減少する剰余金の項目及びその額	別途積立金	20,335,000,000円

2. 期末配当に関する事項

当社の利益配分に関する基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式 1株につき金37円
	総額 965,803,267円
なお、中間配当金として1株につき33円をお支払いしておりますので、当事業年度の年間配当金は1株につき70円となります。	
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年2月27日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、定款第39条（剰余金の配当等の決定機関）及び第40条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第39条（期末配当金）及び第40条（中間配当金）を削除するものであります。

なお、会社法第460条第1項に基づく定款の定めは設けず、本変更は剰余金の配当等についての株主総会決議を排除するものではありません。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第39条 (剰余金の配当等の決定機関) <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
(新設)	第40条 (剰余金の配当の基準日) <u>当社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。</u> <u>②当社の中間配当の基準日は、毎年5月31日とする。</u> <u>③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
第39条 (期末配当金) 当社は、株主総会の決議によって、毎年11月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、期末配当金として剰余金の配当を行う。	(削除)
第40条 (中間配当金) 当社は、取締役会の決議によって、毎年5月31日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。	(削除)
付則 この定款は、2023年2月24日より実施する。	(削除)

第3号議案

取締役7名選任の件

現取締役5名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。今後の事業拡大に加え、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、取締役1名及び社外取締役1名を増員し、合計7名の取締役の選任をお願いしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりです。

候補者番号	ふりがな 氏名	性別	選任	当社における地位及び担当	取締役会出席率
1	いち づば たか き 一 坪 隆 紀	男性	再任	代表取締役社長	100% (14回/14回)
2	や の ぶん き 矢 野 文 基	男性	再任	取締役常務執行役員 事業推進室長	100% (14回/14回)
3	あく い きよ み 阿久井 聖 美	女性	再任	取締役常務執行役員 コーポレート統括室長兼管理本部長	100% (14回/14回)
4	もり ひろ よし 森 弘 義	男性	新任	執行役員 アパレルアジア戦略統括責任者	—
5	いし はら ま ゆみ 石 原 真 弓	女性 社外	再任 独立	取締役	100% (14回/14回)
6	まつ ざわ もと お 松 澤 元 雄	男性 社外	再任 独立	取締役	100% (14回/14回)
7	いわ た よし こ 岩 田 宜 子	女性 社外	新任 独立	—	—

候補者
番号

1

いちつば たかき
一坪 隆紀

男性

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

生年月日	1954年1月18日	1981年11月	当社入社
所有する 当社の株式の数	114,600株	1985年9月	MORITO (EUROPE) B.V.出向
当社との 特別の利害関係	なし	1996年4月	当社営業統轄本部海外営業本部海外事業部長
		2000年2月	当社取締役営業統轄本部海外営業本部海外事業部長
		2003年3月	当社取締役海外営業本部海外事業部長
		2004年2月	当社常務取締役海外営業本部長兼海外営業本部海外事業部長
		2004年12月	当社常務取締役アパレル事業本部長
		2005年12月	当社常務取締役海外事業戦略室長
		2009年12月	当社常務取締役管理統轄本部長
		2013年11月	当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

入社以来、主に海外を中心としたアパレルコンポーネント事業に従事し、海外グループ会社MORITO (EUROPE) B.V.出向、海外営業本部長、アパレル事業本部長、2009年からは管理統轄本部長を経て、2013年から業務執行の最高責任者である代表取締役社長を務めており、モリトグループにおける豊富な業務経験と商社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

や の ぶ ん き
矢野 文基

男性

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

生年月日	1968年9月30日	1993年4月	当社入社
所有する 当社の株式の数	26,100株	1995年9月	MORITO (EUROPE) B.V.出向
当社との 特別の利害関係	なし	2008年10月	摩理都實業 (香港) 有限公司 [現MORITO SCOVILL HONG KONG CO.,LTD.] 出向
		2010年12月	当社執行役員
		2012年12月	摩理都實業 (香港) 有限公司 [現MORITO SCOVILL HONG KONG CO.,LTD.] 出向兼当社執行役員営業統轄本部プロダクト事業本部副本部長
		2013年12月	当社執行役員営業統轄本部プロダクト事業本部付
		2014年2月	当社取締役グローバル事業推進担当
		2014年12月	当社取締役執行役員海外事業本部長
		2015年3月	当社取締役上席執行役員海外事業本部長
		2015年10月	当社取締役上席執行役員海外事業本部長兼経営企画部長
		2015年12月	当社取締役上席執行役員経営企画部長
		2019年12月	当社取締役上席執行役員事業戦略本部長
		2021年1月	MORITO SCOVILL AMERICAS, LLC CEO (現任)
		2022年3月	当社取締役常務執行役員事業戦略本部長
		2024年3月	当社取締役常務執行役員事業推進室長 (現任)

取締役候補者とした理由

入社以来、主に海外を中心としたアパレルコンポーネント事業及びプロダクト事業に従事し、海外グループ会社MORITO (EUROPE) B.V.出向、摩理都實業 (香港) 有限公司 [現MORITO SCOVILL HONG KONG CO.,LTD.] 出向、海外事業本部長、経営企画部長、事業戦略本部長を経て、現在では取締役常務執行役員事業推進室長を務めており、モリトグループにおける豊富な業務経験と商社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

あ く い き よ み
阿久井 聖美

女性

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

生年月日	1965年1月28日	1987年4月	当社入社
所有する 当社の株式の数	25,800株	2010年4月	当社人事部長
当社との 特別の利害関係	なし	2012年12月	当社グループ経営戦略本部人事部長
		2013年12月	当社管理統轄本部人事部長
		2014年2月	当社執行役員管理統轄本部人事部長
		2014年12月	当社執行役員管理本部人事部長
		2016年3月	当社執行役員管理本部副本部長兼人事部長
		2019年2月	当社取締役上席執行役員管理本部副本部長兼人事部長
		2019年6月	当社取締役上席執行役員人事部長
		2019年12月	当社取締役上席執行役員管理本部長兼人事部長
		2020年12月	当社取締役上席執行役員管理本部長
		2021年6月	当社取締役上席執行役員管理本部長兼経営管理本部長
		2024年3月	当社取締役上席執行役員管理本部長
		2024年12月	当社取締役上席執行役員コーポレート統括室長兼管理本部長
		2025年3月	当社取締役常務執行役員コーポレート統括室長兼管理本部長（現任）

取締役候補者とした理由

入社以来、主に人事関連業務に従事し、人事部長、管理本部副本部長、管理本部長、管理本部長兼経営管理本部長を経て、現在では取締役常務執行役員コーポレート統括室長兼管理本部長を務めており、モリトグループにおける豊富な業務経験と商社の経営全般、グローバルな事業計画及び管理・運営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

もり ひろよし
森 弘義

男性

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

生年月日	1970年11月29日	1995年 4月 当社入社
所有する 当社の株式の数	44,100株	2004年11月 MORITO (SINGAPORE) PTE.LTD.代表取締役社長
当社との 特別の利害関係	なし	2008年10月 摩理都實業（香港）有限公司 [現 MORITO SCOVILL HONG KONG CO.,LTD.] 副総経理
		2014年 4月 当社アパレルコンポーネント事業本部副本部長
		2014年12月 当社海外事業本部副本部長
		2015年12月 当社執行役員アパレルコンポーネント事業本部副本部長
		2017年 3月 当社執行役員アパレルコンポーネント事業本部長
		2019年 6月 当社執行役員グローバルビジネス推進室長
		2019年12月 当社執行役員事業戦略本部副本部長
		2022年 2月 モリトジャパン株式会社取締役
		2022年 6月 モリトアパレル株式会社代表取締役社長（現任）
		2024年 3月 当社執行役員アパレルアジア戦略統括責任者（現任）

取締役候補者とした理由

入社以来、主に海外を中心としたアパレルコンポーネント事業に従事し、海外グループ会社MORITO (SINGAPORE) PTE.LTD. 代表取締役社長、摩理都實業（香港）有限公司 [現MORITO SCOVILL HONGKONG CO.,LTD.] 副総経理、アパレルコンポーネント事業本部副本部長、海外事業本部副本部長を務めてまいりました。また、執行役員として、アパレルコンポーネント事業本部長、グローバルビジネス推進室長、事業戦略本部副本部長の担当を経て、国内グループ会社モリトジャパン株式会社取締役、モリトアパレル株式会社代表取締役社長、当社執行役員アパレルアジア戦略統括責任者を歴任しております。モリトグループにおける豊富な業務経験と商社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営に関する知見を有していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

いしはら まゆみ
石原 真弓

女性

再任

社外

独立

生年月日

1963年5月3日

所有する
当社の株式の数

0株

当社との
特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 神戸地方裁判所勤務
1997年4月 大阪弁護士会登録
1997年4月 大江橋法律事務所〔現弁護士法人大江橋法律事務所〕入所
2010年6月 新田ゼラチン株式会社社外取締役
2013年6月 森下仁丹株式会社社外監査役
2016年2月 当社社外取締役（現任）
2016年4月 オーエス株式会社社外取締役監査等委員
2016年6月 エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社社外取締役監査等委員（現任）
2018年6月 森下仁丹株式会社社外取締役監査等委員（現任）
2024年4月 ダイドールグループホールディングス株式会社社外監査役（現任）
2025年1月 弁護士法人梅田総合法律事務所入所（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

法律事務所における法務に関する経験をもとに、客観的・専門的な視点から、モリトグループの経営への助言や、業務執行に対して適切に監督いただいております。持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っているため、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって10年間となります。

候補者
番号

6

まつざわ もと お
松澤 元雄

男性

再任

社外

独立

生年月日

1955年1月1日

所有する
当社の株式の数

5,300株

当社との
特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月 株式会社第一勧業銀行勤務
2001年4月 株式会社みずほホールディングス [現株式会社みずほフィナンシャルグループ] 勤務
2003年6月 フェラガモ・ジャパン株式会社勤務
2007年3月 フェラガモ・ジャパン株式会社取締役
2012年6月 大幸薬品株式会社常勤監査役
2017年2月 当社社外取締役 (現任)
2018年6月 大幸薬品株式会社取締役監査等委員
2019年10月 株式会社CureApp社外監査役
2023年12月 NSグループ株式会社社外取締役監査等委員 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

グローバル展開している金融機関、外資系製造販売会社における海外ビジネスを含む幅広い経営管理経験及び業務監査に関する経験をもとに、客観的な視点から、モリトグループの経営への助言や業務執行に対し適切に監督いただいております。持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き社外取締役候補者としました。また、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって9年間となります。

候補者番号

7

いわた よしこ
岩田 宜子

女性

新任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

生年月日	
1956年7月15日	1979年4月 バンク・オブ・アメリカ東京支店勤務
	1989年6月 ビザ・インターナショナル勤務
所有する 当社の株式の数	1992年1月 デュー・ロジャースン・ジャパン勤務
0株	1994年11月 テクニメトリックス [現トムソン・ロイター] 東京支社勤務
当社との 特別の利害関係	2001年2月 ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社勤務
なし	2001年5月 ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社代表取締役
	2014年11月 ヤマト インターナショナル株式会社社外取締役
	2021年6月 SMC株式会社社外取締役 (現任) 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構社外取締役
	2022年9月 レーザーテック株式会社社外取締役 (現任)
	2023年4月 ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社取締役会長 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

コーポレートガバナンスやIRコンサルティングに関する高度な専門知識と豊富な実務経験及び海外ビジネスを含む幅広い経営管理経験をもとに、客観的・専門的な視点からモリトグループへの助言や業務執行に対する適切な監督に寄与いただけると判断し、社外取締役候補者となりました。持続的な企業価値向上に向けて、コーポレートガバナンス、情報開示及び投資家との対話に係る施策を中心に、経営方針に関する助言をいただき、経営の監督機能の強化及び経営の透明性をより一層高めていただくことを期待しております。

- (注) 1. 候補者阿久井聖美氏の戸籍上の氏名は、端本聖美であります。
2. 石原真弓氏、松澤元雄氏及び岩田宜子氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、石原真弓、松澤元雄の両氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、岩田宜子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約の概要は次のとおりです。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、石原真弓、松澤元雄の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。また、岩田宜子氏の選任が承認された場合、同取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出る予定としております。
5. 松澤元雄氏は、株式会社みずほホールディングス〔現株式会社みずほフィナンシャルグループ〕に2003年3月まで在籍しておりました。
- 現在、株式会社みずほフィナンシャルグループ（グループ会社を含む。）は、当社と取引がありますが、同氏退任から約23年が経過しており、同氏との関係はありません。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、本選任議案の候補者全員が同保険契約の被保険者となる予定です。同保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の全ての取締役、監査役、執行役員及び社外派遣役員であり、填補対象とされる保険事故は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟などです。ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は補填されません。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(ご参考) スキル・マトリックス

	氏名	企業経営	グローバル ビジネス	ブランディング・ マーケティング・ セールス	財務・会計・ M&A	人事・人材開発	リスクマネ ジメント・ 法務・ESG
取締役	一坪 隆紀	●	●	●	●		●
	矢野 文基	●	●	●	●		●
	阿久井 聖美	●			●	●	●
	森 弘義	●	●	●			
	石原 真弓 (社外)						●
	松澤 元雄 (社外)	●	●		●		
	岩田 宣子 (社外)	●	●		●		●
監査役	市川 清					●	●
	松本 光右 (社外)						●
	石橋 基志 (社外)				●		

※上記一覧は、関連部門に所属した経験を有するなど特に専門性が高い分野について「●」としており、各人の有する全ての知見や経験を表わすものではありません。

事業報告

(2024年12月1日から
2025年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

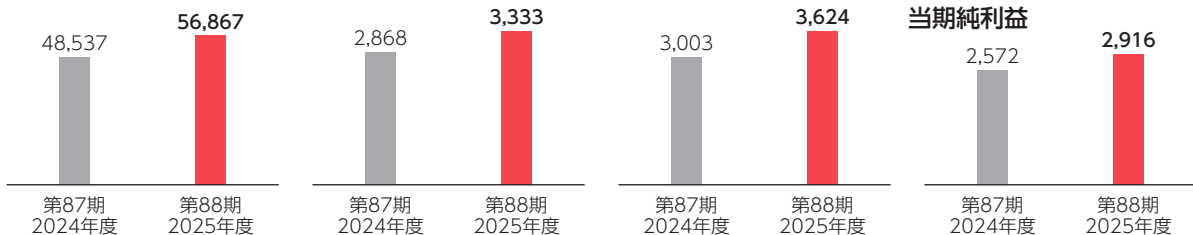
(1) 事業の経過及び成果

売上高	56,867百万円 (前年同期比17.2%増)	営業利益	3,333百万円 (前年同期比16.2%増)
経常利益	3,624百万円 (前年同期比20.7%増)	親会社株主に帰属 する当期純利益	2,916百万円 (前年同期比13.4%増)

当連結会計年度(2024年12月1日～2025年11月30日)における経営環境は、国内では雇用・所得環境の改善やインバウンド需要を背景に緩やかな回復基調で推移した一方で、資源価格・原材料価格の上昇、米国の通商政策、ウクライナ・中東情勢などの地政学リスク、金融資本市場変動の影響など、依然として先行き不透明な状況が続いております。このような状況の中、主にアパレル関連、プロダクト関連、輸送関連の事業を行う当社グループにおきましては、一昨年の暖冬・市場での在庫過多、アクティブスポーツ関連商品の販売減少、中国市場での日系自動車メーカーの苦戦など厳しい状況でありました。しかし一方で、国内アパレル市場で在庫調整からの回復がみられたこと、株式会社Ms.ID・株式会社ミツボシコーポレーションの新規連結、さらにスポーツ関連商品やゲーム関連商品が好調に推移し、売上高が増加しました。また、サステナブルな社会の実現を目指したモリトグループの取り組み「Rideeco®(リデコ)」において、国内の廃漁網を100%使用した糸「MURON®(ミューロン)」の本格販売や、縫製工場から出るはぎれなどを活用した混抄紙「ASUKAMI®(アスカミ)」の開発・販売を推進し、新規取引の獲得に注力しました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高568億6千7百万円(前年同期比17.2%増)、営業利益33億3千3百万円(前年同期比16.2%増)、経常利益36億2千4百万円(前年同期比20.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益29億1千6百万円(前年同期比13.4%増)となりました。

【ご参考】
売上高



当連結会計年度（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）の業績

(百万円単位未満切捨)

	2025年11月期実績	百分比(%)	前年同期比増減率(%)
売上高	56,867	100.0	17.2
(日 本)	(41,310)	(72.6)	25.1
(ア ジ ア)	(8,280)	(14.6)	△1.1
(欧 米)	(7,275)	(12.8)	1.7
営業利益	3,333	5.9	16.2
経常利益	3,624	6.4	20.7
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,916	5.1	13.4

地域別売上高

日本

41,310百万円

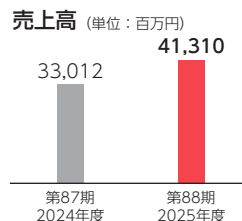
(前年同期比 25.1% )

アパレル関連では、在庫調整からの回復に加え、アウトドア・スポーツシューズ関連商品、欧米作業服向け付属品、高級アウトドアブランド向け付属品、百貨店アパレル向け副資材、シルバーアクセサリ、ユニフォーム関連資材や官公庁向け熊撃退スプレーの売上高が増加しました。

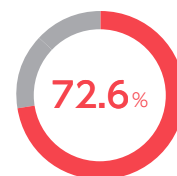
プロダクト関連では、スノーボード・サーフィン関連商品の売上高が減少しましたが、ゲーム関連商品、猛暑対策商品、厨房機器レンタル・販売・清掃事業の売上高は増加しました。

輸送関連では、日系自動車メーカー向け自動車内装部品の売上高が増加しました。

その結果、売上高は413億1千万円（前年同期比25.1%増）、セグメント利益は25億7千万円（前年同期比24.7%増）となりました。



売上高構成比



アジア

8,280百万円

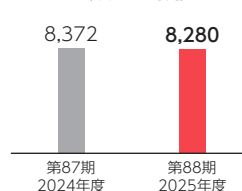
(前年同期比 1.1% )

アパレル関連では、中国カジュアルウェア向け付属品が減少しましたが、中国・香港での欧米向け作業服向け付属品、百貨店アパレル向け副資材、ベトナムでのスポーツシューズ向け付属品、作業服関連商品の売上高が増加しました。

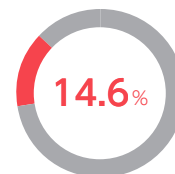
輸送関連では、中国での当社グループ商品採用モデルの生産終了に伴い、日系自動車メーカー向け自動車内装部品の売上高が減少しました。

その結果、売上高は82億8千万円（前年同期比1.1%減）、セグメント利益は7億7千3百万円（前年同期比3.7%増）となりました。

売上高 (単位：百万円)



売上高構成比



欧米

7,275百万円

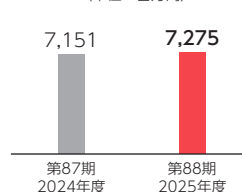
(前年同期比 1.7% )

アパレル関連では、作業服向け付属品、メキシコでの革製品向け付属品の売上高が増加しました。

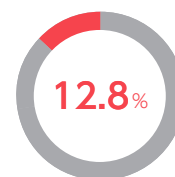
輸送関連では、北米での日系自動車メーカー向け自動車内装部品の売上高が増加しましたが、欧州での一部事業撤退による効率化のため売上高は減少しました。

その結果、売上高は72億7千5百万円（前年同期比1.7%増）、セグメント利益は3億7千4百万円（前年同期比15.5%増）となりました。

売上高 (単位：百万円)



売上高構成比



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、9億6千万円であります。

(3) 資金調達の状況

資金調達の状況につきましては、特に記載する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

日本の経営環境は、インバウンド需要の拡大や、賃上げの継続傾向により、景気は緩やかなペースで回復傾向に推移しております。一方で、世界経済はウクライナ情勢の長期化や中東問題による地政学リスク、中国経済の低迷、原材料価格やエネルギー価格の高騰、不安定な為替変動や温暖化の影響もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社が属する市場においても上記による影響が続いておりますが、当社グループは、2024年1月にアップデートした第8次中期経営計画に基づき、更なる成長に向けた取り組みを推進しております。

「小さなパーツで世界を変え続ける」をキーワードに、私たちがパーツでできること、持続可能な社会のためにできることを常に念頭に置き、「あたりまえに、新しさ。」を生み出すグローバルニッチトップ企業として存在価値を示してまいります。

■収益力の向上

既存事業の更なる成長とともに、付加価値を含んだ新商品の開発や設備投資の実施などにより、収益力の向上を図ってまいります。また、グローバル市場の動向を見極め、「モリト基準」をクリアした高品質商品のグローバル調達、現地生産・現地調達を含めた最短販売網を整備してまいります。さらに、BtoC事業領域の拡大を図るとともに、ECプラットフォーム事業を活用したBtoC事業のマーケティング・販売の強化に注力してまいります。

■管理体制の強化

少子高齢化や外部環境による働き方の変化やライフプランが多様化する中、当社グループの価値観に共感し、新しい価値創造・戦略を遂行できる人材を確保・維持・育成することが重要となってまいります。個々の発想や能力を最大限に発揮できる職場環境を整え、人的資本価値の向上を図ってまいります。

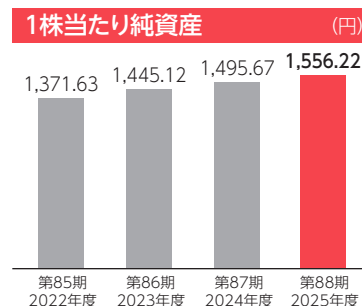
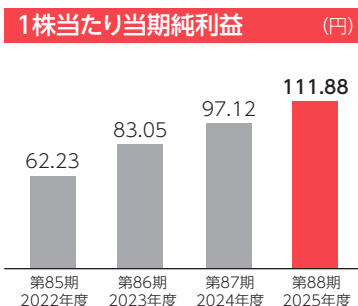
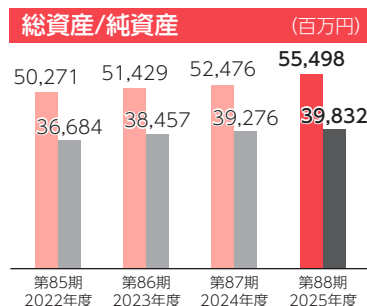
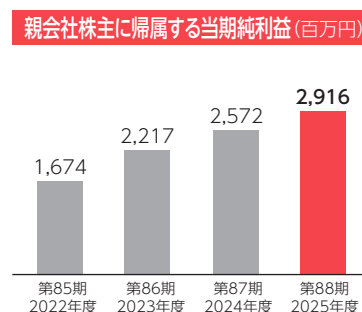
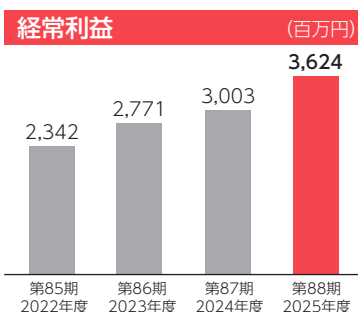
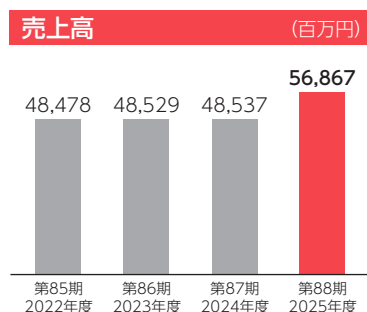
■投資戦略とサステナブル経営の実践

積極的な事業拡大を見据え、調達・投資・再配分の資金循環の効率化とリスク管理を徹底し、強固な財務体質を構築してまいります。IT基盤を再整備し、事業効率化を追求するとともに、経営に必要な情報をよりタイムリーに収集し、経営の迅速化を進めてまいります。同時に、社会貢献に関する取り組みが肝要であると考えます。当社グループは、国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）の考えに賛同し、サステナブルにこだわったモノづくり、ダイバーシティの推進及びコンプライアンスの徹底などにより、世界中の人々が幸せに豊かに暮らす社会の実現を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第85期 2022年11月期	第86期 2023年11月期	第87期 2024年11月期	第88期 (当連結会計年度) 2025年11月期
売上高 (百万円)	48,478	48,529	48,537	56,867
経常利益 (百万円)	2,342	2,771	3,003	3,624
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,674	2,217	2,572	2,916
1株当たり当期純利益 (円)	62.23	83.05	97.12	111.88
総資産 (百万円)	50,271	51,429	52,476	55,498
純資産 (百万円)	36,684	38,457	39,276	39,832
1株当たり純資産 (円)	1,371.63	1,445.12	1,495.67	1,556.22

(注) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)等を第88期の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。



(6) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
モリトジャパン株式会社	310百万円	100.0%	生活産業資材・製品の企画開発・製造・販売
モリトアパレル株式会社	110百万円	100.0%	アパレル関連資材・製品の企画開発・製造・販売
モリトオートパーツ株式会社	110百万円	100.0%	自動車内装部品の企画開発・製造・販売
エース工機株式会社	100百万円	100.0%	厨房機器レンタル・販売・清掃
株式会社マテックス	20百万円	100.0%	アパレル副資材製造・デザイン・印字、HP・各種サイト企画制作、DTP印刷、グラフィックデザイン企画制作
株式会社マニューバーライン	10百万円	100.0%	マリンレジャー・スノーボード・アパレル用品等の輸入販売及び卸売
株式会社キャンバス	10百万円	100.0%	アパレル用品等の輸入販売及び卸売
株式会社 Ms.ID	5百万円	100.0%	アパレル雑貨の製造・輸入・EC及び実店舗での販売
株式会社ミツボシコーポレーション	88百万円	100.0%	服飾資材総合販売事業、アパレル製品生産管理事業、リサイクル事業
MORITO SCOVILL HONG KONG CO.,LTD.	77,700千HK\$	100.0%	アパレル関連資材・生活産業資材及び自動車内装部品の販売
摩理都工貿（深圳）有限公司	5,723千US\$	100.0%	アパレル関連資材・生活産業資材の製造・販売
摩理都（上海）国際貿易有限公司	2,350千US\$	100.0%	アパレル関連資材・生活産業資材及び自動車内装部品の販売
MORITO DANANG CO.,LTD.	9,700千US\$	100.0%	アパレル関連資材・生活産業資材の製造及び販売・レンタル用工場 の運営
MORITO TRADING (THAILAND) CO.,LTD.	30,000千THB	100.0%	アパレル関連資材・生活産業資材 及び自動車内装部品の販売
上海新世美得可国際貿易有限公司	200千US\$	100.0%	アパレル副資材製造・デザイン・ 印字の販売
GSG (SCOVILL) FASTENERS ASIA LTD.	10千HK\$	100.0%	アパレル関連資材の販売
SCOVILL FASTENERS INDIA PVT.LTD.	500千INR	100.0%	アパレル関連資材の販売
MORITO NORTH AMERICA,INC.	1,300US\$	100.0%	自動車内装部品の販売
MORITO (EUROPE) B.V.	205,109EUR	100.0%	アパレル関連資材・生活産業資材 及び自動車内装部品の販売
MORITO SCOVILL AMERICAS,LLC	19,142千US\$	100.0%	アパレル関連資材の製造・販売
MORITO SCOVILL MEXICO S.A. de C.V.	566千US\$	100.0%	アパレル関連資材・生活産業資材 及び自動車内装部品の販売
上海美津星貿易有限公司	200千US\$	100.0%	アパレル関連資材の販売

- (注) 1 当社グループは、2024年12月25日付で株式会社Ms.IDの株式を取得したことに伴い、同社を当連結会計年度より連結子会社に含めております。
- 2 当社グループは、2025年4月1日付で株式会社ミツボシコーポレーションの株式を取得したことに伴い、同社及び同社の子会社である上海美津星貿易有限公司を当連結会計年度より連結子会社に含めております。
- 3 清算手続きを進めておりました連結子会社のSCOVILL FASTENERS UK LTD.は、2025年9月9日付で清算終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、身の回り品を中心とするアパレル関連資材・生活産業資材・製品及び自動車内装部品の製造・販売を主な事業内容としており、事業部門及び主要な取扱商品は次のとおりです。

部 門	主 要 取 扱 商 品
アパレル関連事業	金属・樹脂ホック、スナッパー、ジーンズ釦、ベルトバックル、テープファスナー、マジックテープ®、ハトメ、アイレット、タックス、美錠・飾り、繊維・樹脂雑品、テープ、ユニフォーム、アクセサリ、ホック等自動打機
プロダクト関連事業	マジックテープ®、サポーター、ハンドストラップ、パソコンアクセサリ、カメラ・ビデオ関連部品、パルプモールド、健康医療用品、厨房機器、金属・樹脂雑品、中敷、靴クリーム、ブラシ、シューズキーパー、靴関連小売用商品、カウンター、ヒール、本底、中底、接着剤、靴紐、ゴム織物、サーフボード、スケートボード、スノーボード、鞆、小物
輸送関連事業	自動車・鉄道・航空機の内装部品

(8) 主要な営業所及び拠点等

本 社 大阪市中央区南本町四丁目2番4号

事 務 所 東京（東京都）

重要な子会社 モリトジャパン株式会社（大阪府）、モリトアパレル株式会社（東京都）、モリトオートパーツ株式会社（東京都）、エース工機株式会社（東京都）、株式会社マテックス（兵庫県）、株式会社マニューバーライン（大阪府）、株式会社キャンパス（東京都）、株式会社Ms.ID（福岡県）、株式会社ミツボシコーポレーション（広島県）、MORITO SCOVILL HONG KONG CO.,LTD.（中国[香港]）、摩理都工貿（深圳）有限公司（中国[深圳]）、摩理都（上海）国際貿易有限公司（中国[上海]）、MORITO DANANG CO.,LTD.（ベトナム）、MORITO TRADING (THAILAND) CO.,LTD.（タイ）、上海新世美得可国際貿易有限公司（中国[上海]）、GSG (SCOVILL) FASTENERS ASIA LTD.（中国[香港]）、SCOVILL FASTENERS INDIA PVT.LTD.（インド）、MORITO NORTH AMERICA,INC.（アメリカ）、MORITO (EUROPE) B.V.（オランダ）、MORITO SCOVILL AMERICAS,LLC（アメリカ）、MORITO SCOVILL MEXICO S.A. de C.V.（メキシコ）、上海美津星貿易有限公司（中国[上海]）

- (注) 1 当社は、2024年12月25日に株式会社Ms.IDの株式取得を行い、同社を子会社化いたしました。
2 当社は、2025年4月1日に株式会社ミツボシコーポレーションの株式取得を行い、同社及び同社の子会社である上海美津星貿易有限公司を子会社化いたしました。
3 清算手続きを進めておりました連結子会社のSCOVILL FASTENERS UK LTD.は、2025年9月9日付で清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
1,708名	(増) 199名

(注) 嘱託社員、臨時社員の当連結会計年度中平均雇用人員は317名で、これは上記従業員数には含んでおりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
73名	(増) 9名	42.4歳	10.6年

(注) 嘱託社員、臨時社員の当期中平均雇用人員は3名で、これは上記従業員数には含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社中国銀行	1,226百万円
株式会社みずほ銀行	863百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
(2) 発行済株式の総数 26,800,000株 (自己株式697,209株を含む。)
(3) 株主数 18,867名
(4) 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,402,000	9.20
明治安田生命保険相互会社	1,700,000	6.51
カネエム工業株式会社	1,576,000	6.04
株式会社クラレ	1,324,300	5.07
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	797,100	3.05
モリト社員持株会	519,149	1.99
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	353,000	1.35
株式会社みずほ銀行	352,700	1.35
モリト共栄会	317,900	1.22
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	240,700	0.92

- (注) 1. 当社は自己株式697,209株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式697,209株を控除して計算しております。
3. 当社は「株式給付信託 (J-E S O P)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) (以下「信託E口」という。) が、当社株式353,000株を保有しております。信託E口が所有する当社株式につきましては、自己株式に含めておりません。
4. 当社は「役員報酬B I P信託」を導入しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口) が、当社株式154,040株を保有しております。役員報酬B I P信託口が所有する当社株式につきましては、自己株式に含めておりません。
5. モリト共栄会は、当社グループの取引先会社を会員とし、当社グループと会員の緊密化を図ることを目的とした持株会であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当又は重要な兼職の状況
一坪隆紀	代表取締役社長
矢野文基	取締役常務執行役員 事業推進室長 MORITO SCOVILL AMERICAS, LLC CEO
阿久井聖美	取締役常務執行役員 コーポレート統括室長兼管理本部長
石原真弓	取締役 弁護士 森下仁丹株式会社社外取締役監査等委員 エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社社外取締役監査等委員 ガイドグループホールディングス株式会社社外監査役
松澤元雄	取締役 NSグループ株式会社社外取締役監査等委員
市川清	常勤監査役 モリトジャパン株式会社監査役 モリトアパレル株式会社監査役 モリトオートパーツ株式会社監査役
松本光右	監査役 弁護士 野崎印刷紙業株式会社社外監査役
石橋基志	監査役 税理士

- (注) 1. 取締役のうち石原真弓氏及び松澤元雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役のうち松本光右氏及び石橋基志氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は東京証券取引所に対し、石原真弓氏、松澤元雄氏、松本光右氏及び石橋基志氏を独立役員として届け出ております。
 4. 常勤監査役市川清氏及び監査役松本光右氏は、以下のとおり法律に関する相当程度の知見を有しております。
 ・常勤監査役市川清氏は、長年にわたり当社の内部監査室や法務部に在籍し、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
 ・監査役松本光右氏は、弁護士の資格を有しております。
 5. 監査役石橋基志氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 2023年2月24日開催の第85回定時株主総会において、補欠監査役として飯田和宏氏が選任されております。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当該定款に基づき、当社は、社外取締役及び社外監査役の全員と、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・被保険者は当社及び全ての当社子会社における全ての取締役、監査役、執行役員及び社外派遣役員としております。
- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等につきましては、填補の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 基本方針

株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の限度額が決定されます。

取締役の報酬等の額は、2024年2月28日開催の第86回定時株主総会において、年額300百万円以内(うち社外取締役分は30百万円以内とし、使用人分給与相当額は含まないものとする。)と決議されております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は5名(うち社外取締役2名)です。また、2015年2月26日開催の第77回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬として、連続する5事業年度を対象として当社から信託への拠出金額を対象期間ごとに合計170百万円、取締役が付与を受けることができる1年当たりのポイント数40,000ポイントを上限として決議されております。(1ポイントは当社株式1株とする。)当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は7名(社外取締役を除く。)です。

監査役の報酬等の額は、1994年2月25日開催の第56回定時株主総会において、月額5百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は4名です。

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会にて決定しており、当社の取締役の報酬は、企業価値向上に対する意識を高め、長期的な視点を持った取り組みを促進するため、また、目標達成への動機づけを行うため、報酬と業績の関係を明確化し、グローバル標準を意識した報酬構成としております。具体的には業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役につきましては、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

また、監査役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

当社では、上記取締役報酬の基本方針に則り、毎年度の各取締役への個別支給額の算定式・算定方法等を含む報酬制度について、株主総会で決議された報酬の限度額の範囲内において、社外取締役が委員長を務め社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会での審議を経て、取締役会にて決議しております。

なお、上記のとおり、任意の指名・報酬委員会での審議及び取締役会決議に則った算定プロセスを経て、取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその報酬内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

- ② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、適切な役位間格差を保持し、役員・職責に応じ、外部水準・従業員の水準等を考慮した上で決定するものとしております。

また、監査役の基本報酬は、監査役の協議により決定するものとしております。

- ③ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等としての金銭報酬につきましては、社内外に対する透明性を担保するため、EBITDAの一定比率を賞与原資として設定の上、単年度の損益を基準として、各取締役の役割・担当業務の中長期的な取り組み状況等を総合的に勘案して決定された額を賞与として、各取締役に対し、毎年、一定の時期に支給するものとしております。なお、売上・利益規模が拡大した際には、組織体制や役員数、外部水準を参考に算定ロジックを再設定することとしております。

非金銭報酬等は業績連動型株式報酬とし、当該業績連動型株式報酬は信託を活用したインセンティブプランであり、各取締役に対し、役位及び業績達成度に応じて、退任時に、当社株式等の交付等を行うものとしております。なお、業績連動型株式報酬に係る指標は、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度とするため、連結売上高及び連結営業利益といたしました。

2025年度における業績連動報酬等の金銭報酬に係る指標であるEBITDAは5,028百万円です。そのうち一定比率を賞与原資として設定しております。2025年度における業績連動型株式報酬に係る指標は、グループ連結売上高の前年比117.2%（当連結会計年度実績56,867百万円、前連結会計年度実績48,537百万円）、グループ連結営業利益の予算達成率107.5%（当連結会計年度実績3,333百万円、当連結会計年度目標3,100百万円）です。

- ④ 取締役の個人別の基本報酬：業績連動報酬：非金銭報酬の割合の決定に関する方針

報酬割合につきましては、業績連動報酬の割合が従業員の最上位（執行役員・部長）の水準を勘案し設計するものとし、その業績連動報酬の割合は、当社の業績が拡大するにつれて、高くなる設計としております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額は、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の評価配分としております。代表取締役社長は、取締役報酬制度に基づき人事担当者が作成した原案を基に、社外取締役が委員長を務め社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会での審議を経て、個人別の報酬額を決定するものとしております。なお、業績連動型株式報酬は、規程に基づき、決定いたします。

2025年度業績に係る個人別報酬等の決議のうち、当事業年度末日後に具体的な報酬額が確定することとなる業績連動報酬等の決定に関しては、当事業年度末日時点では代表取締役社長であった一坪隆紀氏に引き続き一任することとしております。

- ・委任を受けた者の氏名
代表取締役社長 一坪 隆紀
- ・委任された権限の内容
取締役の個人別報酬等の決定
- ・権限を委任した理由

取締役の個人別報酬等の決定にあたっては、任意の指名・報酬委員会にて基本方針に沿い、報酬総額と個人別報酬等について審議の上、取締役会へ答申を行うこととしており、委任を受けたものはその答申を尊重し決定することとしているため。

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等		
			賞与	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	193,532	75,405	105,000	13,127	3
社外取締役	12,000	12,000	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く。)	15,600	15,600	—	—	1
社外監査役	10,200	10,200	—	—	2

(注) 2015年2月26日開催の第77回定時株主総会決議に基づき、取締役に対する業績連動型株式報酬の引当として、費用計上した13百万円を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の兼職状況

氏名	地位	重要な兼職の状況
石原 真弓	取締役	森下仁丹株式会社社外取締役監査等委員 エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社社外取締役監査等委員 ダイドーグループホールディングス株式会社社外監査役
松澤 元雄	取締役	NSグループ株式会社社外取締役監査等委員
松本 光右	監査役	野崎印刷紙業株式会社社外監査役

(注) 全ての兼職先と当社との間に特別な利害関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況及び 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
石原 真弓	取締役	当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回出席し、弁護士の経験を活かし、専門的な見地から適宜質問をし、助言・提言を行っております。
松澤 元雄	取締役	当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回出席し、経営管理及び業務監査の経験を活かし、専門的な見地から適宜質問をし、助言・提言を行っております。
松本 光右	監査役	当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回、また、監査役会には、15回中15回出席し、弁護士としての豊富な経験を通じて培われた見識から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
石橋 基志	監査役	当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回、また、監査役会には、15回中15回出席し、税理士としての豊富な経験を通じて培われた見識から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 55百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 55百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 上記のほか、当連結会計年度において、前連結会計年度に係る追加報酬として2百万円を支払っております。

③ 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、執行機関の見解も考慮の上検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務執行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、執行機関の見解も考慮の上、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の業務の適正を確保するための体制の整備

当社は、業務の適正を確保するための体制について次のとおり整備しております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業は、利益追求の経済的主体であると同時に広く社会にとって有用な存在でなければなりません。そのため当社の取締役は関係法令及びその精神を遵守するとともに社会的良識を持って行動する必要があることを認識し、社会の一員として求められる倫理観に基づき誠実に行動いたします。倫理法令遵守精神を取り入れた企業行動指針を作成し取締役自ら率先垂範の上、社内へ徹底するとともにグループ会社や取引先に周知させております。

この倫理法令遵守精神の向上を図るために、代表取締役社長を総括責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、当社及び当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持・整備を図っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録及びその関連資料、取締役会議事録及びその関連資料、稟議書及びその関連資料並びに会計帳簿及び経理書類はそれぞれの保存年限に従って保存し必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

その他、経営トップの会議体や各種委員会の議事録、契約文書、重要な業務執行文書及びその他の取締役の職務の執行に係る情報の保存管理は各種規程に定め実行しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門及び子会社に内在する個々のリスクの分析や評価は各該当部門が責任を持って行い、そのリスクに対する対応についても各該当部門が担当し実施しております。

リスク管理方針に基づく個々のリスク管理の統合とリスク管理体制の維持・管理・整備はコンプライアンス委員会が行っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営理念を基軸に中期経営計画、年度経営計画を策定し、その経営目標は業務執行ラインにおいて各組織、各個人の業務目標に落とし込み、その進捗状況は方針管理レビューにおいて定期的に検査し適宜必要な対策をとっております。

また、取締役会のほか当社の経営戦略に関わる重要事項につきましては毎月の経営会議で議論し、その業務執行はグループ管理規程、業務分掌規程及び稟議規程においてそれぞれの責任者及び執行手続きの詳細を定めております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の服務規律及び誠実義務につきましては就業規則において規定し、その他の倫理法令遵守につきましては、企業行動指針を基本として、個人情報保護に関する規程や行動規範等の諸規程で徹底しております。

さらに、倫理法令遵守体制の維持・整備のためコンプライアンス委員会による教育・啓発を行っております。また法令遵守上疑義のある行為等について使用人が直接通報を行えるよう内部通報制度規程を制定・施行しております。

⑥ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社の管理統轄は、グループ管理規程及びグループ管理規程運用細則により、グループ会社の自主性を尊重しつつグループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保しております。グループ会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他会社規範に照らし適切に実行するようにしております。

グループ会社の緊密な連携につきましては、コンプライアンス委員会が経営企画本部、経営管理部と協同して、企業集団としての効率経営と業務の適正確保を維持・管理しております。

2025年11月末日現在において、当社には親会社はございません。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在は、必要に応じて内部監査部門が適宜対応しておりますが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができるよう対応いたします。監査役を補助すべき期間中は指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとしております。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令定款違反行為を認知した場合は、法令及び監査役監査基準に基づき監査役に報告するようにしております。

監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議その他の重要会議に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し必要に応じて取締役及び使用人に説明を求め、また独自のスケジュールで取締役、部門責任者と直接面接を行えるようにしております。

さらに社内のある一定の文書を回付することを義務付けるようにし、監査役の監査が実効的に行われるようにしております。

- ⑨ 監査役への報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報制度等を通じて報告を行った当社グループの役職員（報告者）の氏名等について秘匿するものとし、報告者の匿名性を確保しております。また、内部通報制度規程により、匿名を希望しない報告者についても、当該報告をしたことによる不利益な取扱いをしてはならないとしており、報告者が不利益な取扱いを受けない体制を整備しております。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用が発生した場合、又はその費用の前払の請求を行う場合、速やかに当該費用等の処理をいたします。

- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンスの基本方針である「行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固とした姿勢で対決することを掲げ、関係遮断に取り組んでおります。

また、警察等との連携を密にするとともに、企業防衛対策協議会等を通じて地域企業と適切な情報交換を行っており、反社会的勢力からの違法・不当行為等が発生した場合には、総務部が窓口となり、所轄の警察や弁護士等との連携により、法的に対処して問題の解決に努めてまいります。

各種取引の取引開始時には、担当部門で反社会的勢力に関するデータの検索及び記録を行います。また、定期的に反社会的勢力の介入が疑われる不良情報の有無を確認してまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は業務の適正を確保するための体制について、当事業年度において適切な運用を行っております。運用状況の概況は以下のとおりです。

① 取締役の業務執行の体制

当社では、業績及び事業環境等を勘案し、2026年11月期を最終年度とする中期経営計画を策定しております。また、取締役会・経営会議をそれぞれ月1回以上開催することで経営戦略上の重要事項について議論しております。

② リスク管理体制

当社では、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会が中心となり、リスクの抽出・評価・対応策を検討しております。

③ 監査役の職務執行

監査役は取締役会等の主要な会議に出席し、業務執行が適正になされているかを確認しております。また、内部監査室及び会計監査人と適宜情報交換を行っております。

当社は、業務の適正を確保するための体制につきましては、定期的な見直しによって改善を図り、より効果的な体制構築に努めております。

また、当社は内部監査室及び法務部が中心となって2025年11月期における業務の適正を確保するための体制の運用状況について調査しております。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

2025年11月30日現在

(単位 千円)

科 目 資 産 の 部	金 額	科 目 負 債 の 部	金 額
流動資産	31,001,429	流動負債	10,217,336
現金及び預金	9,401,479	支払手形及び買掛金	4,205,409
受取手形	585,966	電子記録債務	1,023,219
売掛金	8,663,185	短期借入金	600,000
電子記録債権	3,285,056	1年内償還予定の社債	300,000
商品及び製品	5,811,729	1年内返済予定の長期借入金	440,004
仕掛品	502,942	未払法人税等	791,705
原材料及び貯蔵品	817,926	賞与引当金	537,532
その他	1,965,918	役員賞与引当金	195,210
貸倒引当金	△32,775	その他	2,124,254
固定資産	24,497,464	固定負債	5,448,960
有形固定資産	10,640,680	社債	300,000
建物及び構築物	4,226,781	長期借入金	1,049,947
機械装置及び運搬具	798,723	繰延税金負債	2,396,690
工具器具備品	356,895	再評価に係る繰延税金負債	258,488
土地	4,642,506	株式給付引当金	65,821
リース資産	22,870	役員退職慰労引当金	131,787
使用权資産	478,685	役員株式給付引当金	125,647
建設仮勘定	114,217	環境対策引当金	13,075
無形固定資産	5,598,468	退職給付に係る負債	919,282
のれん	3,529,567	その他	188,219
商標権	1,773,215	負債合計	15,666,296
その他	295,685	純資産の部	
投資その他の資産	8,258,314	株主資本	33,221,918
投資有価証券	6,594,430	資本金	3,532,492
繰延税金資産	665,034	利益剰余金	30,652,347
退職給付に係る資産	375,198	自己株式	△962,920
その他	779,752	その他の包括利益累計額	6,610,678
貸倒引当金	△156,101	その他有価証券評価差額金	2,947,894
		繰延ヘッジ損益	24,640
		土地再評価差額金	388,729
		為替換算調整勘定	3,165,086
		退職給付に係る調整累計額	84,326
		非支配株主持分	—
		純資産合計	39,832,596
資産合計	55,498,893	負債純資産合計	55,498,893

連結損益計算書

(2024年12月1日から
2025年11月30日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	額
売上高		56,867,188
売上原価		39,479,764
売上総利益		17,387,423
販売費及び一般管理費		14,053,620
営業利益		3,333,803
営業外収益		
受取利息	13,353	
受取配当金	120,714	
賃貸収入	42,645	
為替差益	57,640	
持分法による投資利益	42,060	
補助金収入	44,278	
その他	36,112	356,805
営業外費用		
支払利息	25,259	
貸与資産減価償却費	2,406	
その他	37,945	65,612
経常利益		3,624,997
特別利益		
固定資産売却益	15,311	
投資有価証券売却益	300,966	
受取保険金	70,000	
負ののれん発生益	1,105,306	1,491,584
特別損失		
固定資産売却損	1,380	
固定資産除却損	35,175	
減損損失	825,020	861,576
税金等調整前当期純利益		4,255,005
法人税、住民税及び事業税	1,329,531	
法人税等調整額	8,613	1,338,145
当期純利益		2,916,860
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		2,916,860

連結株主資本等変動計算書

(2024年12月1日から
2025年11月30日まで)

(単位 千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,532,492	3,075,137	29,565,881	△3,044,430	33,129,080
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,792,051		△1,792,051
親会社株主に帰属する当期純利益			2,916,860		2,916,860
自己株式の取得				△1,060,893	△1,060,893
自己株式の処分				5,154	5,154
自己株式の消却		△3,137,248		3,137,248	－
土地再評価差額金の取崩			23,768		23,768
利益剰余金から資本剰余金への振替		62,110	△62,110		－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△3,075,137	1,086,466	2,081,509	92,838
当期末残高	3,532,492	－	30,652,347	△962,920	33,221,918

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,814,841	△9,137	419,773	2,850,452	71,265	6,147,195	－	39,276,276
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△1,792,051
親会社株主に帰属する当期純利益								2,916,860
自己株式の取得								△1,060,893
自己株式の処分								5,154
自己株式の消却								－
土地再評価差額金の取崩								23,768
利益剰余金から資本剰余金への振替								－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	133,053	33,778	△31,044	314,634	13,061	463,482	－	463,482
連結会計年度中の変動額合計	133,053	33,778	△31,044	314,634	13,061	463,482	－	556,320
当期末残高	2,947,894	24,640	388,729	3,165,086	84,326	6,610,678	－	39,832,596

貸借対照表

2025年11月30日現在

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	5,990,525	流動負債	3,716,638
現金及び預金	4,937,941	短期借入金	704,835
前払費用	50,478	1年内返済予定の長期借入金	280,008
未収収益	2,094	未払金	162,347
短期貸付金	359,884	未払費用	52,282
未収入金	497,000	預り金	139,740
未収還付法人税等	94,718	関係会社預り金	2,245,584
その他	48,407	賞与引当金	15,451
固定資産	31,508,509	役員賞与引当金	105,000
有形固定資産	5,148,544	その他	11,388
建物	1,935,786	固定負債	2,667,763
構築物	97,098	長期借入金	583,270
機械及び装置	544	預り保証金	1,044
工具器具備品	84,271	繰延税金負債	1,484,811
土地	3,030,843	再評価に係る繰延税金負債	258,488
無形固定資産	94,300	退職給付引当金	171,062
借地権	3,999	株式給付引当金	12,992
ソフトウェア	61,743	役員株式給付引当金	115,732
その他	28,557	その他	40,361
投資その他の資産	26,265,664	負債合計	6,384,401
投資有価証券	5,672,673	純資産の部	
関係会社株式	14,261,372	株主資本	27,801,962
その他の関係会社有価証券	4,991,519	資本金	3,532,492
関係会社出資金	1,091,101	利益剰余金	25,232,391
長期前払費用	2,135	利益準備金	883,123
前払年金費用	56,678	その他利益剰余金	24,349,268
敷金	1,144	固定資産圧縮積立金	1,034,689
会員権	18,750	別途積立金	20,335,000
その他	178,088	繰越利益剰余金	2,979,578
貸倒引当金	△7,800	自己株式	△962,920
		評価・換算差額等	3,312,670
		その他有価証券評価差額金	2,924,664
		繰延ヘッジ損益	△722
		土地再評価差額金	388,729
資産合計	37,499,035	純資産合計	31,114,633
		負債純資産合計	37,499,035

損益計算書

(2024年12月1日から
2025年11月30日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
営業収益		2,355,620
営業費用		1,830,880
営業利益		524,739
営業外収益		
受取利息	18,674	
受取配当金	132,644	
賃貸収入	32,300	
為替差益	11,652	
その他	1,461	196,733
営業外費用		
支払利息	42,572	
賃貸資産経費	9,004	
その他	8,127	59,703
経常利益		661,768
特別利益		
固定資産売却益	15,157	
投資有価証券売却益	273,263	288,421
特別損失		
固定資産除却損	6,928	6,928
税引前当期純利益		943,261
法人税、住民税及び事業税	97,263	
法人税等調整額	27,180	124,443
当期純利益		818,818

株主資本等変動計算書

(2024年12月1日から
2025年11月30日まで)

(単位 千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	3,532,492	3,075,137	3,075,137
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
自己株式の消却		△3,137,248	△3,137,248
土地再評価差額金の取崩			
利益剰余金から資本剰余金への振替		62,110	62,110
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	—	△3,075,137	△3,075,137
当期末残高	3,532,492	—	—

	株主資本						
	利益準備金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	735,070	1,066,049	20,335,000	4,107,847	26,243,967	△3,044,430	29,807,166
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩		△31,360		31,360	—		—
剰余金の配当	148,052			△1,940,104	△1,792,051		△1,792,051
当期純利益				818,818	818,818		818,818
自己株式の取得						△1,060,893	△1,060,893
自己株式の処分						5,154	5,154
自己株式の消却						3,137,248	—
土地再評価差額金の取崩				23,768	23,768		23,768
利益剰余金から資本剰余金への振替				△62,110	△62,110		—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					—		—
事業年度中の変動額合計	148,052	△31,360	—	△1,128,268	△1,011,575	2,081,509	△2,005,203
当期末残高	883,123	1,034,689	20,335,000	2,979,578	25,232,391	△962,920	27,801,962

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,787,443	△693	419,773	3,206,524	33,013,691
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩					—
剰余金の配当					△1,792,051
当期純利益					818,818
自己株式の取得					△1,060,893
自己株式の処分					5,154
自己株式の消却					—
土地再評価差額金の取崩					23,768
利益剰余金から資本剰余金への振替					—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	137,220	△29	△31,044	106,145	106,145
事業年度中の変動額合計	137,220	△29	△31,044	106,145	△1,899,058
当期末残高	2,924,664	△722	388,729	3,312,670	31,114,633

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年1月19日

モリト株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井尚志
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川合直樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、モリト株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モリト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年1月19日

モリト株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石井尚志

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川合直樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、モリト株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性に関する場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年12月1日から2025年11月30日までの第88期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査役松本光右及び監査役石橋基志は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

2026年1月19日

モリト株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	市 川 清
監 査 役	松 本 光 右
監 査 役	石 橋 基 志

以 上

会社概要

商号	モリト株式会社
(英文表記)	MORITO CO.,LTD.
創業	1908 (明治41) 年6月1日
設立	1935 (昭和10) 年12月17日
資本金	3,532,492,000円
従業員数	(連結) 1,708名 (単体) 73名
事業内容	グループ会社の経営戦略策定、経営管理及びそれに付帯する業務

株主メモ

上場取引所	東京証券取引所 プライム市場	同取扱場所 (お問い合わせ先)	〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
証券コード	9837	■株式に関するお手続き用紙のご請求について	
事業年度	毎年12月1日から翌年11月30日まで	・証券会社に口座をお持ちの場合 お取引の証券会社までお問い合わせください。	
定時株主総会	毎年2月	・特別口座に記録された株式の場合 (証券会社に口座のない場合) 株式に関するお手続き用紙 (届出住所等の変更届、配当金振込指定書、単元未満株式買取・買増請求書等) のご請求につきましては、以下のお電話及びインターネット等により24時間受け付けておりますので、ご利用ください。	
配当基準日	期末配当金 11月30日 中間配当金 5月31日	・電話 (通話料無料) 0120-094-777 (大阪証券代行部)	
単元株式数	100株	・インターネットホームページ https://www.tr.mufig.jp/daikou/	
単元未満株式の買取・買増請求	単元未満株式 (100株未満の株式) は株式市場では売買することができません。当社では単元未満株式の買取制度及び買増制度を設けております。買取・買増請求は、お取引の証券会社又は特別口座の口座管理機関において受け付けております。(手数料は無料です。)		
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社	公告方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市中央区平野町四丁目2番3号
電話 06-6228-6500
オービック御堂筋ビル2階
(オービックホール)



交通



地下鉄御堂筋線「淀屋橋駅」

13号出口より 徒歩約3分

地下鉄御堂筋線・中央線「本町駅」

6号出口より 徒歩約5分

※2号出口は閉鎖中のためご注意ください。

- ・お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。
- ・株主総会にご出席の株主様への「お土産」はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・車椅子等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。
- ・会場には車椅子等の方がご利用いただける多目的トイレが設置されております。
- ・受付の筆談サポート等が必要な場合には、当日スタッフへお申し付けください。

TOPICS トピックス

当社初の「統合報告書 2025」発行に関するお知らせ

2025年6月に、当社初の統合報告書を発行いたしました。統合報告書をステークホルダーの皆さまとの「対話ツール」として活用し、今後もIR活動に真摯に取り組むとともに、更なる企業価値の向上を目指してまいります。



当社ホームページ

統合報告書 2025



<https://www.morito.co.jp/ir/library/integrated-report/>

2025年度株主アンケート結果のご報告

第88期中間期に実施させていただきました「株主アンケート」へのご協力ありがとうございました。アンケートの結果につきましては、当社ホームページをご覧ください。



当社ホームページ

2025年度
株主アンケート結果報告



<https://www.morito.co.jp/ir/survey/>

貴重なご意見、ご要望等につきましては、今後の経営、IR活動の参考にさせていただきます。